



飯野海運株式会社 奴隷及び人身取引に関する表明 2023 年度（仮訳）

英国現代奴隷法第 54 条(1)に基づき、飯野海運株式会社（以下「飯野海運」という）および IINO UK LTD.（以下「IINO UK」といい、総称して「飯野海運グループ」という）は、サプライチェーン上における奴隷労働及び人身取引を防止するため、2024 年 3 月期について、飯野海運及び IINO UK の取締役会の承認を得て本声明を公表します。

1. 会社概要、事業内容、サプライチェーン概要

・会社概要

飯野海運グループは、東京に本社を置き、120 年以上に渡りインフラを支えてきたグローバル企業です。2024 年 3 月 31 日時点の子会社及び関連会社を含めた飯野海運グループは、84 社で構成されており、全世界に陸上職員と期間雇用の船員を含む海上職員約 2,000 人がおり、日本人、韓国人、フィリピン人、ミャンマー人、インド人のアジア系を中心とした多様な人種と国籍の従業員が勤務しています。IINO UK は 2004 年に設立され、英国ロンドンに拠点を置いて活動しています。

・事業内容

飯野海運グループは、資源・エネルギー輸送を主力とする海運業（外航海運業と内航・近海海運業）とオフィス賃貸やスタジオ、ホール事業の不動産業を核としてグローバルに事業を展開しています。IINO UK はサステナビリティを重視する欧州顧客との関係強化や環境に配慮した新規ビジネスの更なる獲得、並びに環境先進地域である欧州における情報収集を目的として運営しています。

・サプライチェーン概要

飯野海運グループは、海運事業と不動産業を中心に事業を運営しています。海運業のサプライチェーンは、船舶の設計・建造及び調達から、燃料油・船用品の調達、また港湾における荷役・オペレーションや、船舶の保守・処分まで、多岐にわたります。不動産業は、用地・物件の取得から、開発事業等の計画・工事、保有物件の運用・メンテナンス、売却・解体まで、多岐にわたります。

企業・事業内容の詳細につきましては、以下の URL をご参照ください。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/company/outline.html>

2. 奴隷及び人身取引等の防止に関するポリシー

飯野海運グループは、以下のポリシー等に基づき、当社グループおよびサプライチェーン上の奴隷労働・人身取引等、いかなる形の現代奴隷も一切容認しません。



・飯野海運グループの人権方針

飯野海運グループは、グローバル企業として、すべての人々の人権を尊重することが企業として果たすべき社会的責任であることを認識し、当社の企業理念に基づいた人権に関する最上位の方針として、「飯野海運グループ人権方針」を定めました。飯野海運グループは、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重し、あらゆる事業活動によって引き起こされる可能性のある直接または間接的な人権への負の影響に対処することにより、人権尊重の責任を果たしてまいります。なお、本方針は、2022年10月27日に飯野海運の取締役会において承認されました。

人権方針につきましては、以下の URL をご参照ください。

https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/pdf/human_rights.pdf

・飯野海運グループのサステナビリティ基本方針

飯野海運グループは「企業理念」を実現する具体策として「サステナビリティ基本方針」を定めています。同方針において人権の尊重を掲げ、「すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に努め、不当な理由による差別を禁止します。」と明記しています。

サステナビリティ基本方針につきましては、以下の URL をご参照ください。

https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/pdf/sustainability_policy.pdf

・飯野海運グループの調達方針およびサプライヤー行動規範

飯野海運グループは、グローバル企業として、あらゆるステークホルダーの人権尊重、サプライチェーンにおける環境および労働安全衛生の確保等に配慮した調達を行うことが社会的責任であると認識しており、「飯野海運グループ調達方針」および「飯野海運グループ サプライヤー行動規範」を定めました。お取引先の皆様と相互に信頼できる関係を構築し、サステナブルな社会の実現のために努めます。なお、本方針並びに行動規範は、2023年5月25日に飯野海運の取締役会において承認されました。

調達方針およびサプライヤー行動規範につきましては、以下の URL をご参照ください。

https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/responsible_procurement.html

3. 人権デューデリジェンス

・人権デューデリジェンスの実施

飯野海運グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの事業活動やバリューチェーン上における人権に対する顕在的または潜在的な負の影響を特定し、それらを未然に防止・最小化するための取組みを継続的に実施していきます。また、飯野



海運グループは、人権尊重の取組みやその進捗に関する情報を、ホームページや統合報告書等を通じて適切に開示していきます。

・人権リスクの特定

当社グループは、人権に関する各種規範・ガイドライン、同業他社の開示資料、日弁連・外務省・法務省等の公開資料、法律事務所からの提供資料等に基づき、当社グループの事業範囲（海運業、不動産業等）にて想定される人権リスクを網羅的に抽出のうえ、グループ全体にヒアリングを実施し、各リスクについて「規模・範囲・救済困難度」と「社会的信用の毀損・発生頻度」の側面から点数評価を行いました。点数評価において、一定以上の点数となったリスクについてマッピングを行い、その中で当社グループにとって重要なリスクを、外部コンサルタント会社の助言をもとに特定しました。

特定したリスクに対しては、対象部署・グループ会社へアンケートを実施しそのリスクの状況を確認します。リスクが高いと判断された項目や進捗が遅れている部署・グループ会社については、追加ヒアリングを実施します。

人権リスクマップにつきましては、以下の URL をご参照ください。

https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/pdf/human_risk_map.pdf

4. 是正・救済

飯野海運グループが事業活動において直接的または間接的に人権への負の影響を引き起こし、助長し、またはこれに関与したことが明らかになった場合、社内外の適切な手続きを通じてその是正および救済に取り組んでいきます。また、飯野海運グループは、実効的な是正・救済を行っていきます。

5. 教育・研修

飯野海運グループは、前述の各種方針が事業活動全体に組み込まれ、効果的に実践されるよう、役員・従業員に対して適切な教育と研修を行っていきます。

本声明は 2024 年 7 月 25 日に飯野海運の取締役会で承認され、2024 年 7 月 30 日に IINO UK の取締役会で承認されました。

2024 年 7 月 25 日
飯野海運株式会社
代表取締役社長 大谷 祐介



2024 年 7 月 30 日

IINO UK LTD.

Managing Director 小蘭江 隆一